

第二百十号議案

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第十条の五、第二十五条第一号、第二十九条第二項第三号、第三十条第一項、第三十八条及び第四十一条第二項中「第百十二条第十四項第二号」を「第百十二条第十三項第二号」に改める。

第四十九条及び第五十条第一項中「第百十二条第十四項」を「第百十二条第十三項」に改める。

第五十一条第一号、第七十三条の九、第七十三条の十、第七十三条の十六及び第七十三条の十七第一項第一号中「第百十二条第十四項第二号」を「第百十二条第十三項第二号」に改める。

第七十四条中「第百十二条第十五項又は第十六項」を「第百十二条第十四項又は第十五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百五十五号）の施行による建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。